

昌平中学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法及びその他教育に関する法令に基づいて、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施し、将来国家及び社会の有為な人材として必要な資質を備え、また深く専門の学芸を修め、知的、道德的及び応用的能力を発揮しうる青年を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は昌平中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野851番地に置く。

第2章 課程と生徒定員

(学級編成、生徒定員)

第4条 本校の学級編成及び生徒定員は次のとおりとする。

生徒定員 240名(男女)

第3章 修業年限、学年、学期および休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時休業及び臨時授業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 毎月第4土曜日

- (3) 祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
 - (4) 開校記念日 5月 4日
 - (5) 埼玉県民の日 11月14日
 - (6) 春期休業日 4月 1日から4月 5日まで
 - (7) 夏期休業日 7月21日から8月31日まで
 - (8) 冬期休業日 12月25日から1月 7日まで
 - (9) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- 2 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、臨時に授業を行うこと、または、休業日を変更することがある。
- 3 非常変災その他急迫した事情があるとき、もしくは教育上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程及び授業時数

(教育課程)

第9条 本校の教育課程は、教科及び特別活動によって編成し、その教科、科目及び単位数は、別表(1)のとおりとする。

(授業日数等)

第10条 教科科目の授業時数は、別に定める。

- 2 始業及び終業の時刻は校長がこれを定める。

第5章 課程の修了及び卒業の認定等

(課程の修了認定)

第11条 課程修了の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。

(課程の修了)

第12条 生徒は、その学年に定められた所定の課程を修得しなければならない。

- 2 校長は、所定の各教科及び特別活動を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、学年末において課程の修了の認定を行う。

(原級留置)

第13条 生徒のうち、当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要と認められる場合は原級に留め置くことがある。

(卒業)

第14条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(証明書の交付)

第14条の2 校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込み証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、その他の証明書を交付することができる。

第6章 入学、退学、休学及び転学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における6年の課程を終了した者
- (3) 本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(転入学及び編入学資格)

第16条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学できる者は、前条に掲げる資格を有し、かつ前各学年の課程を修了した者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学できる者は、相当年令に達し、かつ前各学年の課程を終了したと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第17条 入学を希望する者には、選考のうえ入学を許可する。

(出願手続)

第18条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書に入学検査料を添えて願い出なければならない。

2 入学を希望する者は、前項のほかに別に定める志願に必要な書類を、出身学校長を経て期日までに校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第19条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類に入学金を添えて学校に提出し、入学の手続を完了しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことができる。

(在学保証書の提出)

第20条 入学を許可された者に対して、親権を行う者もしくは親権を行う者のないときは未成年後見人(以下保護者という)は、保証人の連署した在学保証書を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(退学)

第21条 生徒が退学しようとするときは、所定の退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(休 学)

第22条 生徒が疾病その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 前項の休学は2ヶ月以上引き続き出席できないとき願い出ることができる。
- 3 前項により休学を願い出たときは、校長は2ケ年以内の期間で許可することができる。
- 4 休学中の授業料その他の校納金はすべて免除する。

(復 学)

第23条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、その事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転 学)

第24条 生徒がやむを得ない事由によって他校へ転学しようとするときは、所定の転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、転学願を受理したときは、その事由を明らかにし、生徒の在学証明書、成績証明書及び指導要録の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。
- 3 他の中学校から転入学を希望する生徒のあるときは、校長は教育上支障がない場合には、前項に規定する書類の送付を求め、転入学を許可することができる。
- 4 転入学した者があるときは、校長は従前在学していた学校から、その生徒の健康診断票及び歯の検査票の交付を受けなければならない。

(留 学)

第25条 生徒が外国の中学校に留学しようとするときは、所定の留学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項により留学を願い出たときは、校長が教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 3 留学中の生徒が、復学しようとするときは、所定の復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、変更を証するに足る書類等を添え、留学変更願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 5 校長は、第11条の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の中学校における課程を本校における課程とみなし、課程の修了を認定することができる。
- 6 校長は、前項の規定により課程の修了をした生徒について、第7条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(出席停止、忌引)

第26条 校長は伝染病にかかり、もしくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

- 2 生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

- (1) 忌引
 - (2) 学校保健安全法第19条の規定による出席停止
 - (3) 暴風、こう水、火災その他の非常変災による事故
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合
- 3 前項に規定により欠席の取扱いをしない日数は、前項第1号に掲げるものにあつては、父母については7日、祖父母又は兄弟姉妹については3日、曾祖父母又は伯叔父母については1日とする。但し、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。
- 4 第2項第2号から4号までに掲げるものにあつては、その都度必要と認められる日数とする。
- 5 忌引きにより欠席した生徒は、忌引届を校長に提出しなければならない。

第7章 保護者及び保証人

(保護者)

第27条 保護者は、父母又は近親者で、生徒を監督するに適当な者でなければならない。

(保証人)

第28条 保証人は保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(保護者、保証人の責任)

第29条 保護者及び保証人は生徒の在学中その身上に関する責任を負い、本校の教育活動に協力しなければならない。

(保護者、保証人の変動)

第30条 保護者もしくは保証人が死亡し、又は第27条に規定する要件を欠くに至ったときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。

2 保護者は本人、生徒又は保証人が転居又は氏名変更をしたとき、その他一身上に変更があった場合は、その旨を速やかに校長に届け出なければならない。

第8章 職員組織

(職員及び定数)

第31条 本校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、事務長、事務職員を置く。

2 前項に、規定するもののほか、副校長、副教頭、実習助手その他必要な職員を置くことができる。

- (1) 校 長 1人
- (2) 教 頭 1人以上
- (3) 教 諭 6人以上

- (4) 司書教諭 1人
- (5) 養護教諭 1人
- (6) 事務長 1人
- (7) 事務職員 相当数

(職及び職務)

第32条 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

- 2 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。
- 3 司書教諭は校長の監督を受け、学校図書館に関する職務に従事する。
- 4 事務長は上司の命を受け、事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
- 5 本校に、必要に応じて、次の掲げる職を置く。
 - (1) 課長
 - (2) 係長
 - (3) 事務助手
- 6 前項第1号に規定する職は事務職員をもってこれに充てる。
- 7 課長、係長は上司の命令を受け、課の事務を処理し、その処理についての所属の職員を指揮監督する。
- 8 事務助手は上司の命を受け、特定の事務に従事する。
- 9 実習助手は校長の監督を受け、実習助手の職務に従事する。
- 10 本校に、必要に応じて、特定の日、特定の時間に限りて授業を行う者として非常勤講師を置く。
- 11 本校に嘱託の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置く。
- 12 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第9章 授業料、入学金、入学検査料等

(授業料、入学金、入学検査料等)

第33条 本校の授業料、入学金及び入学検査料等は別表(2)に定めるとおりとする。

- 2 別表(2)に定める金額は、諸物価の上昇等、経済情勢の変動に応じ、年度によりその額を改定することがある。
- 3 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 授業料の滞納が3ヶ月以上に及ぶ生徒に対しては、校長は退学を命ずることができる。
- 5 既に納入した授業料、入学金、入学検査料等は返還しない。但し、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還することがある。
- 6 本校に勤務する教職員の子女及び、本校に在籍する生徒の兄弟・姉妹、本校を卒業した者の子女が本校に入学した場合、入学金・授業料等の減免は別に定める。ただし、

第36条の奨学制度が適用された場合は、その限りではない。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第34条 校長は、学業、人物、その他が優秀であつて他の模範となる生徒に対しては、これを表彰する。

(懲 戒)

第35条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることがある。但し、体罰を加えることはできない。

2 前項の懲戒のうち戒告、謹慎、停学及び退学の処分は校長がこれを行う。

3 前項による退学の処分は、次の各号の一に該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第11章 奨学制度

(奨学制度)

第36条 育英のため、学業において、優秀な生徒を奨学生、特待生として特典を与えることがある。特典は、別に定める。

第12章 寄 宿 舎

(寄宿舎)

第37条 本校の附属施設として、埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野823番地20の位置に寄宿舎を置く。

2 合則については別に定める

第13章 雑 則

(雑 則)

第38条 この学則の施行上の細則は別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。